

友新会慶弔規則実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、友新会慶弔規則（以下「慶弔規則」という。）第5条の規定に基づき、本会が贈呈する祝金の額、香典等の額その他の事項について定める。

(慶事の祝金)

第2条 慶事の祝金の額は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|------------------|------|
| 一 結婚 | 金2万円 |
| 二 事務所独立又はパートナー就任 | 金2万円 |

(弔事の香典等)

第3条 弔事の香典等の額は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|------------------|----------|
| 一 会員の死亡 | 金2万円及び供花 |
| 二 会員の配偶者の死亡 | 金1万円及び供花 |
| 三 会員の直系尊属又は卑属の死亡 | 金1万円又は供花 |

(祝電及び弔電)

第4条 会員の叙勲、結婚又は弔事の場合は、幹事長名で祝電又は弔電を送付する。

- 2 幹事長名には、「大阪弁護士会友新会幹事長」との肩書を付する。
- 3 祝電の場合の価格は3000円を、弔電の場合の価格は2000円を目安とする。

(供花)

第5条 供花には、「大阪弁護士会友新会」と表示する。

- 2 供花の価格は、1万円とする。ただし、実情に応じて増額することができる。

(受付等)

第6条 会員の死亡の場合は、原則として、役員が通夜及び告別式の受付を行う。

- 2 会員の死亡の場合は、遺族の希望等に応じて弔辞を供える。

(香典又は供花の辞退)

第7条 一般の弔慰者の供花を辞退されている場合においても、本会の供花の要否について、喪主又は遺族の意思を打診する。

- 2 一般の弔慰者の香典を辞退されている場合においても、原則として、本会の香典を届けるものとする。

附 則

本要綱は、平成23年4月1日より施行する。